

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第四条）</p> <p>第二章 温室効果ガス算定排出量の報告（第五条―第七条）</p> <p>第三章 割当量口座簿等（第八条―第十八条）</p> <p>第四章 雑則（第十九条―第二十二条）</p> <p>附則</p> <p>（温室効果ガス総排出量に係る温室効果ガスの排出量の算定方法）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 政府並びに都道府県及び市町村は、その事務及び事業に係る温室効果ガスの排出量の実測等に基づき、前項各号の係数に相当する係数で当該温室効果ガスの排出の程度又は燃料の発熱の程度を示すものとして適切と認められるものを求めることができるときは、同項の規定にかかわらず、同項各号の係数に代えて、当該実測等に基づく係数を用いて、法第二十条の二第一項の政府実行計画又は法第二十条の三第一項の地方公共団体実行計画に係る温室効果ガス総排出量を算定することができる。</p> <p>（財務局長等への権限の委任）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第四条）</p> <p>第二章 温室効果ガス算定排出量の報告（第五条―第七条）</p> <p>第三章 割当量口座簿等（第八条―第十八条）</p> <p>第四章 雑則（第十九条―第二十一条）</p> <p>附則</p> <p>（温室効果ガス総排出量に係る温室効果ガスの排出量の算定方法）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 政府並びに都道府県及び市町村は、その事務及び事業に係る温室効果ガスの排出量の実測等に基づき、前項各号の係数に相当する係数で当該温室効果ガスの排出の程度又は燃料の発熱の程度を示すものとして適切と認められるものを求めることができるときは、同項の規定にかかわらず、同項各号の係数に代えて、当該実測等に基づく係数を用いて、法第二十条の二第一項の政府実行計画又は第二十一条第一項の地方公共団体実行計画に係る温室効果ガス総排出量を算定することができる。</p>

第二十二條 法第四十七條第三項の規定により金融庁長官に委任された権限のうち、次の表の上欄に掲げる規定に基づくものについては、同欄に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる区域又は場所を管轄する同表の下欄に掲げる財務局長又は福岡財務支局長に委任するものとする。ただし、金融庁長官が自らその権限を行うことを妨げない。

<p>法第二十条の四第三項</p>	<p>都道府県又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市若しくは同法第二百五十二条の二十六の三第一項の特例市の区域</p>	<p>財務局長（当該区域が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）</p>
<p>法第二十一条の二第一項、第二十一条の三第一項及び第二十一条の八第一項</p>	<p>省エネルギー法第七条第二項に規定する第一種エネルギー管理指定工場若しくは省エネルギー法第十七条第二項に規定する第二種エネルギー管理指定工場の所在地、省エネルギー法第六十一条第二項に規定する特定荷主の主たる事務所の所在地又は第五条第六号から第十</p>	<p>財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあつては、福岡財務支局長）</p>

一号までに規定する事業
所の所在地